平成２７年（フ）第２００８号
札幌市豊平区平岸２条８丁目１番12―１号　ジュネス平岸203号
債務者　加茂谷郁子
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月18日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２０３１号
札幌市豊平区平岸４条９丁目３番15―102号
債務者　田中　道子（旧姓手塚）
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月18日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２０３６号
札幌市豊平区平岸２条６丁目１番26号　ノースソニアイースト103号
債務者　鈴木　愛花
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月18日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２０５７号
札幌市北区新琴似６条14丁目１番13号　瀬比亜館103号
債務者　玉城ひろ子
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月18日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３２２号
愛知県一宮市大和町南高井字野間89番地１　ビレッジ野間
債務者　谷口　沙弥
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月18日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第６０号
三重県松阪市川井町395番地２　アイランドヴァリー６号、前住所三重県伊勢市神田久志本町1700番地８
債務者　逵　　和子
1　決定年月日時　平成27年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月18日まで　津地方裁判所松阪支部

平成２７年（フ）第３００号
佐賀県小城市小城町岩蔵5689番地
債務者　武藤美知子
1　決定年月日時　平成27年12月17日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月18日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１４２号
北海道登別市富士町２丁目９番地　えびす屋アパート101号室、住民票上の住所北海道登別市幌別町４丁目４番地
債務者　寺村　隆雄
1　決定年月日時　平成27年12月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第１３１号
北海道苫小牧市矢代町１丁目２番14号　カーサワイム202
債務者　小西　竜太
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第２１８号
北海道帯広市西９条南14丁目６番地　サンライフ914―402号室
債務者　森内　耕平
1　決定年月日時　平成27年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで　釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第８２号
新潟県上越市五智１丁目29番８号　コーポあずさ10号　Ｃ号
債務者　坂口　政一
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで　新潟地方裁判所高田支部

平成２７年（フ）第８３号
新潟県上越市春日山町１丁目12番５号
債務者　伊倉　和寿
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで　新潟地方裁判所高田支部

平成２７年（フ）第８４号
新潟県上越市本城町４番84号
債務者　野澤　吏加
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで　新潟地方裁判所高田支部

平成２７年（フ）第３３３号
愛知県一宮市木曽川町玉ノ井字大縄場九ノ切30番地３
債務者　阪野　久美
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第３３４号
愛知県稲沢市祖父江町山崎柿山５番地11
債務者　亀山三千代
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第３３９号
愛知県長久手市井堀1101番地　県営長久手住宅11棟308号
債務者　神村友規子
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第６３７号
大阪市住之江区粉浜３丁目11番７号　福田マンション　４Ｄ、前住所大阪市住之江区浜口西１丁目13番６号　ハイツ住吉公園　302
債務者　仙石　砂織（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部